

A23「社会人のお金『基本のキ』」制度変更のお知らせ

JTEX(訓) 日本技能教育開発センター
企画開発グループ TEL 03-3235-8682

謹啓 時下ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました「社会人のお金『基本のキ』」(2026 年 9 月 1 日第 13 版発行)につきまして、「制度変更」に関するテキスト内容のさらなる説明を下記のとおりまとめました。

また、本講座の記載内容は、毎年制度変更となるものが多いことから、必要が生じた場合は、適宜「制度変更のお知らせ」を発行いたします。

学習の参考にしていただけますと幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

1. 子ども・子育て支援金制度が創設されました。

少子化・人口減少が大きな課題となる中、すべての世代・企業で、子育て世帯を支えるという目的で、令和 8～10(2026～2028)年度にかけて段階的に、子ども・子育て支援金制度が開始されることになりました。

令和 8 年 4 月からスタートした「子ども・子育て支援金」は、健康保険料に上乗せされる形で、労使折半で従業員の給与から天引きされます。会社員の場合は、医療保険料と併せて令和 8 年 5 月給料から天引きされ、支援金額は被保険者一人当たり月約 550 円(所得による)となります。国民年金保険に加入されている方や後期高齢者医療制度に加入されている方にも、条例に基づき世帯や個人の所得等に応じて支援金金額が決定されます。徴収された支援金は、児童手当や保育サービスなどの財源として活用されます。

一方で、名前が非常によく似た、従来の「子ども・子育て拠出金」は、事業主(会社)が全額負担する仕組みになっています。従業員本人の給与から天引きされることはなく、給与明細の詳細の控除欄には載りません。

〔子ども・子育て拠出金(従来型)と子ども・子育て支援金(令和 8 年 4 月開始)の比較〕

	子ども・子育て拠出金(従来型)	子ども・子育て支援金 (令和 8 年 4 月開始)
主な目的	仕事と育児の両立, 基本的な児童手当の維持	少子化対策の抜本的拡充(加速化プランの財源)
負担する人	事業主(企業)が 100%全額負担	医療保険の加入者全員+事業主(会社員は折半)
従業員の負担	なし(給与明細の控除欄には載らない)	あり(健康保険料に上乗せされ, 給与天引き)
集める窓口	日本年金機構(厚生年金とセット)	各医療保険者(健康保険・国保とセット)
計算のベース	厚生年金の標準報酬月額など	公的医療保険の標準報酬月額など

参考:「子ども・子育て支援金制度について」 こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

〔該当箇所〕

⇒新たな制度であるため, 該当箇所はありません。

2. 厚生年金保険の標準報酬月額の上限が段階的に引き上げられます。

令和 7(2025)年に成立した年金制度改正により, 高所得者の厚生年金保険料が段階的に引き上げられることになり, 令和 8(2026)年度において 65 万円と設定されている上限額が, 令和 9(2027)年 9 月に 68 万円, 令和 10(2028)年 9 月に 71 万円, 令和 11(2029)年 9 月に 75 万円に変更されます。

〔該当箇所〕

●10 ページ 表 1-4:「令和 2 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料額」

⇒令和 9 年 9 月以降, 変更となります。施行される時期が近づきましたら再度お知らせ致します。

3. 所得税の基礎控除額が変更になりました。

令和 8(2026)年度税制改正により, 所得税の基礎控除が見直され, 合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。令和 8 年, 9(2027)年分の所得税について適用されます。

〔基礎控除額〕

合計所得金額(令和 8, 9 年 分における収入が給与だけ の場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額			
	改正前 ^(注1)		改正後 ^(注1)	
	令和 8 年分	令和 9 年分 以後	令和 8, 9 年分	令和 10 年分 以後
132 万以下	95 万円 ^(注2)		104 万円 ^(注2)	99 万円 ^(注2)
132 万円超 336 万円以下	88 万円 ^(注2)	58 万円		62 万円
366 万円超 489 万円以下	68 万円 ^(注2)			
489 万円超 655 万円以下	63 万円 ^(注2)			
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円			
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円 ^(注4)			
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円 ^(注4)			
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円 ^(注4)			
2,500 万円超	0 万円 ^(注4)			

(注 1) 所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 62 万円(改正前:58 万円)に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。(注 2)62 万円にそれぞれ、42 万円、5 万円、37 万円を加算した金額(改正前:58 万円にそれぞれ、37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。(注 3)改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。(注 4)合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

〔該当箇所〕

- 29 ページ 愛さん 2 つ目のセリフ
- 29 ページ 頁下の※の箇所
- 153 ページ 表 5-10:誠君の給与所得の源泉徴収票(例)イメージ
- 155 ページ (b)所得控除の額の計算
⇒テキストでは制度改正についてすでに反映済みです。

4. フラット 35 の融資金額が変更となっています。

令和 8(2026)年 4 月の融資実行分より、フラット 35 の融資金額の上限が 8,000 万円から 1 億 2,000 万円に変更されました。

近年の都市部を中心とした住宅価格の高騰や、金利の上昇傾向といった市場の実勢に合わせる形で引き上げが決まりました。この融資限度額の見直しが行われたのは平成 17(2005)年以来、約 20 年ぶりのことです。

なお、新しい上限額が適用されるのは「申込日」ではなく、「融資実行(引き渡し)のタイミング」が令和 8 年 4 月以降のものになります。また、令和 8 年 4 月以降、一戸建ての床面積要件が「70 m²以上」から「50 m²以上」に緩和されたため、単身向けや夫婦向けのコンパクトな注文住宅・建売住宅でもフラット 35 が利用できるようになりました。令和 8 年 4 月の融資限度額引き上げに伴う、申込資格(年齢など)の基本的な条件に変更はありません。

〔該当箇所〕

- 37 ページ 下から 3 行目 「融資金額は 100 万円～1 億 2,000 万円以下で…」

⇒テキストでは制度改正についてすでに反映済みです。

5. フラット 35 の改正により、フラット 35S の利用範囲が拡大しました。

1) 1 億 2,000 万円までの高額物件でも「S」の金利優遇が使えます

融資上限額が 1 億 2,000 万円に引き上げられたことで、都心部の高額な省エネ住宅(ZEH など)を建てる・買う場合でも、総額に対してフラット 35S の金利引き下げ(当初 5 年～10 年間)がそのまま適用できるようになりました。

2) 「50 m²以上」のコンパクトな一戸建てでも「S」が狙えます

一戸建ての床面積要件が「70 m²以上」から「50 m²以上」に緩和されたため、単身向けや夫婦向けのコンパクトな注文住宅・建売住宅でもフラット 35S が利用できるようになりました。小さな家でも高性能(省エネ・バリアフリーなど)であれば、金利優遇の恩恵が受けられます。

〔該当箇所〕

- 38 ページ 4～7 行目

⇒修正箇所はありません。

6. 教育訓練給付について詳細を追加します。

91 ページの雇用保険の教育訓練給付制度(「一般教育訓練」「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」)について、さらに詳しく紹介します。

〔該当箇所〕

- 91 ページ ③教育訓練給付

⇒…そのレベル等に応じて、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の 3 種類があります。

専門実践 教育訓練	労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 50% (年間上限 40 万円) が訓練受講中 6 か月ごとに支給される。資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の 20% (年間上限 16 万円) が追加される。
特定一般 教育訓練	労働者の速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 40% (上限 20 万円) が訓練修了後に支給される。
一般教育 訓練	その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象。	受講費用の 20% (上限 10 万円) が訓練修了後に支給される。

なお、雇用保険法等の一部改正により、令和6(2024)年10月以降、専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付(資格取得等)に加えて、さらに受講費用の 10% (合計 80%) が追加給付(賃金上昇)として支給されます。また、特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の 10% (合計 50%) が追加給付(資格取得等)として支給されます。改正前と改正後を下図でご確認ください。

〔改正前〕

	専門実践	特定一般
本体給付	50% 年間上限 40 万円	40% 上限 20 万円
追加給付① (資格取得等)	20% 年間上限 16 万円	—
追加給付② (賃金上昇)	—	—
最大給付	70% 年間上限 56 万円	40% 上限 20 万円



〔改正後〕

	専門実践	特定一般
本体給付	50% 年間上限 40 万円	40% 上限 20 万円
追加給付① (資格取得等)	20% 年間上限 16 万円	<u>10%</u> <u>上限</u> <u>5 万円</u>
追加給付② (賃金上昇)	<u>10%</u> <u>年間上限</u> <u>8 万円</u>	—
最大給付	<u>80%</u> <u>年間上限</u> <u>64 万円</u>	<u>50%</u> <u>上限</u> <u>25 万円</u>

7. 遺族年金制度の今後の改正についてお知らせします。

令和 7(2025)年 年金制度改正法に基づき、令和 10 年 4 月以降、遺族基礎年金および遺族厚生年金に関する改正が行われます。

〔厚生労働省から提示されている具体的な内容〕

1)『5 年間の有期給付』への変更(男女差の解消)

これまでは「30 歳以上の子のない妻」は終身(無期限)で受給できましたが、今後は生活再建期間としての位置づけになり、原則 5 年間の有期給付に統一されます。

2) 給付額の増額(有期給付加算の創設)

受給期間が 5 年間に短縮される代わりに、集中して生活を立て直せるよう、5 年間に限り「有期給付加算」が上乗せされます。これにより、毎月の受給額は現行の約 1.3 倍に増額されます。

3) 年収 850 万円の『収入制限』を撤廃

現行制度では遺族の年収が 850 万円以上であると受給できませんでしたが、この要件が撤廃され、共働き世帯などで高所得であっても一律で 5 年間の有期給付を受け取れるようになります。

4) 5 年経過後の『継続給付』(低所得者への配慮)

5 年間の有期給付が終わった後も、本人の収入が低い場合(就労収入が月約 10～11 万円以下など)や障害状態にある場合は、引き続き年金が支給される「継続給付」の仕組みが設けられています。

※すでに制度の枠組みや、金額の算出基準(約 1.3 倍など)、対象者の年齢グラデーション(女性の 20 年かけた段階的移行)などの詳細なルールは決定して公表されています。

◆遺族厚生年金の男女差解消:

現行制度では、夫が妻の死亡により遺族厚生年金を受給するための要件が厳しく設定されています。たとえば、子どものいない 55 歳未満の夫は遺族厚生年金の受給権が発生しません。改正により、60 歳未満の男性が新たに支給対象とされ、男女間の不平等を解消し、夫婦間で同等の受給要件(5 年間の有期給付(増額) + 配慮措置)が適用されることになりました。それに伴い、40 歳以上 65 歳未満の子がいない妻に支給されていた「中高齢寡婦加算」が 20 年をかけて段階的に廃止されることになりました。

◆遺族厚生年金の子どもがいる場合での受給要件緩和:

改正後も現行制度と同じで、子が 18 歳到達年度末を迎えると遺族基礎年金が失権します。子の 18 歳到達年度末を迎えた後も、引き続き養育費用が必要であったり、本格的な就労に向けた準備期間が想定されたりします。改正後の遺族厚生年金では、5 年間の有期給付について、子どもがいる場合も、18 歳到達年度末を迎えるまで(または障害の状態にある場合は 20 歳未満)は現

行制度と同じですが、迎えた後からは原則 5 年の加算によって増額された有期給付と、要件を満たす場合に継続給付となります。

◆経過措置(改正の影響を受けない人)：

以下に該当する場合、改正後も現行ルール(中高齢寡婦加算の継続や終身受給)が維持されます。

・現に受給中の方 ・令和 10(2028)年度末時点で 40 歳以上(平成元(1989)年 4 月 1 日以前生まれ)の妻 ・18 歳到達年度末までの子どもを育てている配偶者

●114 ページ 愛さんのセリフ 4 つ目に追加。

⇒すでに制度の枠組みや、金額の算出基準(約 1.3 倍など)、対象者の年齢グラデーション(女性の 20 年かけた段階的移行)などの詳細なルールは決定して公表されているわ。たとえば、施行日(令和 10(2028)年 4 月 1 日)以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、「**遺族厚生年金の受給権を取得した当時(＝夫が死亡した日)**」の**年度**に応じた加算額(逓減率)とすることが定められているわ。これにより、子が 18 歳年度末を迎えて実際に加算の支給停止が解除される時点の率ではなく、夫の死亡日時点の率で生涯固定されるという運用になって段階的に減額し、令和 35(2053)年 4 月 2 日以降に新規で遺族厚生年金の受給権を取得した妻(配偶者)については、当該加算を廃止することになるの。

8. こども NISA が創設されます。

次世代の資産形成をさらに促進し、長期・安定的な投資を通じて大学進学など成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、令和 8(2026)年度税制改正により、こども NISA が創設され、つみたて投資枠の年齢要件が撤廃されました。これにより、令和 9(2027)年 1 月からは 0 歳～17 歳の未成年者についても、年間投資枠(年 60 万円)および非課税保有限度額(総枠 600 万円)が新たに設定されます。

なお、未成年者が口座を開設する場合、資金の使い途が本人のためのものであること、および払出しに本人が同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申込書を金融機関に提出することで、12 歳以降からの払出しが可能となります。18 歳に達した後は、成人向けのつみたて投資枠(年 120 万円、総枠 1,800 万円)へと自動的に移行します。

〔該当箇所〕

●132 ページ 表 5-2:「新 NISA 制度」の下※印の文章で説明しています。

⇒下図を参考にしてください。

〔令和 6 (2024) 年からの新 NISA〕

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無制限		無制限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		
			1,200万円 (内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・ 投資信託等 ※
対象年齢	18歳以上		18歳以上

※ ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外

(注) 2023年末までに、つみたてNISAおよび一般NISAの口座において投資した商品は、2024年1月以降はNISAの外枠で管理され、2023年までのNISA制度における非課税措置が適用されます

出所:「未来を育む資産形成 N I S A」 金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/know/>

〔NISA つみたて投資枠の年齢見直し(令和 9(2027) 年分～)〕

			(令和9年～)
	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税 保有限度額	600万円	1,800万円 自動的に移行	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件 [※] の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

・次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の年齢要件を撤廃し、0～17 歳の間の年間投資枠および非課税保有限度額を設定する。

・12 歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

出所:「令和 8(2026) 年度税制改正について」 金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2/01.pdf>

9. 高額療養費の自己負担限度額が変更となる予定です。

令和 8(2026) 年 8 月より、高額療養費制度において月額の自己負担限度額が引き上げられ、併せて年間(8 月～翌 7 月)の自己上限額が新設されました(148 ページの表)。

さらに、令和 9(2027) 年 8 月からは、所得区分の細分化(13 区分)が行われ、区分に応じた自己負担限度額が設定される予定です。

〔該当箇所〕

●148 ページ 表組み

⇒令和 9(2027) 年 8 月以降、以下のように変更となる予定です。

[高額療養費制度 令和8(2026)年8月以降／148 ページ]

所得区分 (70歳未満)	標準報酬月額・ 状況等	令和8年8月～ 自己負担 限度額(月額)	令和8年8月～ 【新設】 年間上限額	外来特例 (70歳以上)	多数回該当 (4回目以降)
ア	標準報酬 83万円以上 (年収約1,160万円～)	270,300円＋ (医療費 －901,000円) ×1％	1,680,000円	－	140,100円 (据え置き)
イ	標準報酬 53～79万円 (年収約770万～ 1,160万円)	179,100円＋ (医療費 －597,000円) ×1％	1,110,000円	－	93,000円 (据え置き)
ウ	標準報酬 28～50万円 (年収約370万～ 770万円)	85,800円＋ (医療費 －286,000円) ×1％	530,000円	－	44,400円 (据え置き)
エ	標準報酬 26万円以下 (年収～約370万円)	61,500円	530,000円	22,000円	44,400円 ⇒34,500円 (※年収200万 未満層の 負担軽減)
オ	低所得者 (住民税非課税世帯 等)	36,900円	290,000円	※外来 年間上限 あり (負担増なし)	24,600円 (据え置き)

※【新設】年間上限額：月単位の限度額に達しない月がある長期療養者でも、年間累計額がこの上限に達した場合はそれ以上の負担が不要となります。
※【多数回該当】過去12ヵ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の限度額が引き下げられる措置(区分エのみ今回さらに引き下げ)となります。
※【外来特例(70歳以上)】区分オ(非課税層)については外来年間上限を新設し、年間の最大自己負担額が増えないよう措置されます。



[高額療養費制度 所得区分の細分化(令和9(2027)年8月以降の13区分案一覽)]

元の区分	13区分番号	対象となる年収目安	自己負担限度額(月額)の算定式・方針	多数回該当時の月額限度額
ア (最上位所得層)	①	年収約1,650万円～	360,300円＋(医療費－1,201,000円)×1％	140,100円(※原則据え置き)
	②	年収約1,410万～1,650万円	325,200円＋(医療費－1,084,000円)×1％	140,100円
	③	年収約1,160万～1,410万円	270,300円＋(医療費－901,000円)×1％	140,100円
イ (高所得層)	④	年収約1,040万～1,160万円	239,700円＋(医療費－799,000円)×1％	93,000円(※原則据え置き)
	⑤	年収約950万～1,040万円	209,400円＋(医療費－698,000円)×1％	93,000円
	⑥	年収約770万～950万円	179,100円＋(医療費－597,000円)×1％	93,000円
ウ (一般所得層)	⑦	年収約650万～770万円	110,400円＋(医療費－368,000円)×1％	44,400円(※原則据え置き)
	⑧	年収約510万～650万円	98,100円＋(医療費－327,000円)×1％	44,400円
	⑨	年収約370万～510万円	85,800円＋(医療費－286,000円)×1％	44,400円
エ (低め所得層)	⑩	年収約260万～370万円	61,500円(※現行水準維持の方向)	34,500円(※多数回該当の負担軽減)
	⑪	年収約155万～260万円	(※年収155万円超～260万円以下の区分を設定)	34,500円
	⑫	年収～約155万円	(※年収155万円以下の区分を設定して配慮)	34,500円
オ (低所得層)	⑬	住民税非課税世帯等	36,900円(※原則として現行・R8見直し水準を維持)	24,600円(※原則据え置き)

※実務的な算定式や年収目安の区切り方(表の①～⑬の内容)は、厚生労働省の「社会保障審議会 医療保険部会」などの場で、議論のベースとして提示されている段階です。

現行の 5 区分(ア～オ)(148 ページ)から 13 区分へ細分化する方向性自体は、高所得層への負担増と中低所得層の負担軽減・維持のバランスを取るシミュレーションとして有力視されていますが、これらは国会で法律(健康保険法等の改正案)として可決・成立するまでは、あくまで「見直し案」となります。

10. 住宅ローン控除に関する用語を解説します。

令和 8(2026)年度税制改正により、既存の住宅ストックを最大限に活用することで多様な居住ニーズを満たす住宅市場が構築されるよう、省エネ性能の高い既存住宅に対する支援が大幅に拡充されました。

150～151 ページにて、住宅ローン控除の説明をしていますが、「取引形態・流通形態の区分」や「住宅の環境・省エネ基準等による区分」について、以下に解説をまとめました。

〔用語解説〕

新築住宅：

新築された家屋、または建築後使用されたことのない家屋を指します。

既存住宅：

建築後使用されたことのある家屋(中古住宅)で、現行の耐震基準に適合するものとして証明書等が交付されたものを指します。

長期優良住宅：

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に該当することが証明されたものです。所管行政庁が認定を行います。

低炭素住宅：

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に規定する低炭素建築物に該当する家屋、および同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当することが証明されたものをいいます。所管行政庁が認定を行います。

ZEH 水準省エネ住宅：

長期優良住宅や低炭素住宅以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅(断熱等性能等級 5 以上および一次エネルギー消費量等級 6 以上の家屋)に該当することが証明されたものです。基準は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」によります。

省エネ基準適合住宅：

長期優良住宅、低炭素住宅、および ZEH 水準省エネ住宅以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅(断熱等性能等級 4 以上および一次エネルギー消費量等級 4 以上の家

屋)に該当するものとして証明されたものをいいます。基準は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」によります。

気候風土適応住宅:

地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫(調湿機能が高い土塗壁、通風・日射の制御や活用など)により、優れた居住環境が確保された伝統的構法による住宅として、建築物省エネ法に位置づけられたものです。同法において、省エネ基準のうち断熱性能に関する基準の適用が除外されています。

買取再販住宅:

宅地建物取引業者が一定の増改築等(リフォーム)をした既存住宅を、その取得の日から2年以内に個人が取得した場合の家屋(その取得の時点において、新築された日から起算して10年以上を経過したものに限られます)をいいます。

その他住宅:

長期優良住宅、低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅、および省エネ基準適合住宅のいずれにも該当しない住宅を指します。

11. 所得税に特定親族特別控除が創設されました。

令和 7(2025)年度税制改正により、居住者が特定親族(居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族)を有する場合に、その居住者の総所得金額等から、特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた金額が控除されます。令和 7 年 12 月 1 日に施行、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。

参考:「特定親族特別控除」 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1177.htm>

〔該当箇所〕

●153～155 ページ

⇒修正すべき該当箇所はありません。

12. 確定拠出年金(個人型=iDeCo)が変更される予定です。

現在、iDeCo の加入可能年齢は、会社員・公務員が 65 歳未満、自営業者・専業主婦(夫)などが 60 歳未満ですが、令和 8(2026)年 12 月より、条件付きで「70 歳未満」へ拡大される予定です(条件:すでに iDeCo に加入している方、企業年金から iDeCo へ移換する方、老齢基礎年金・iDeCo の老齢給付をまだ受給していない方など)。

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります



出所:「令和8年12月から iDeCo がパワーアップします」 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001620594.pdf>

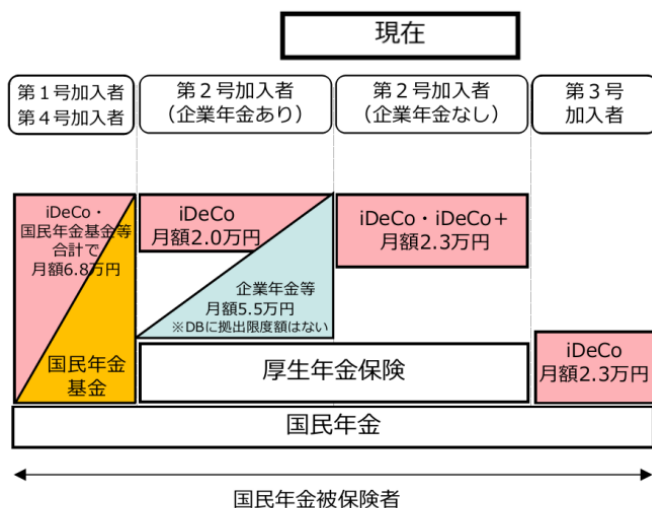
〔該当箇所〕

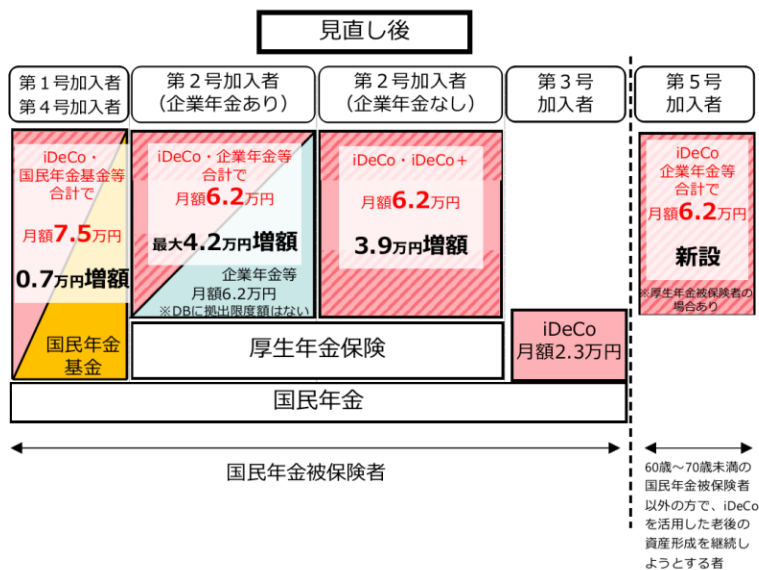
●178 ページ 2) 確定拠出年金(個人型) 1～4 行目

⇒令和8年12月より、上記の内容に改定されます。

また、加入区分に応じた、拠出掛金の上限が、令和8年12月より拡大される予定です(179 ページで説明しています)。

<iDeCoの拠出限度額の引き上げのイメージ>





出所:「2025 年の制度改正／iDeCo・企業型 DC・国民年金基金の拠出限度額の引き上げ(2026 年 12 月 1 日施行予定)」 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>

(令和 8 年 4 月の法令等に基づいて作成)